



秋労発基 0910 第 1 号  
令和 7 年 9 月 10 日

秋田地方最低賃金審議会  
会 長 臼 木 智 昭 殿

秋 田 労 働 局 長  
山 本 博 之

特定最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 2 項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

秋田県非鉄金属製錬・精製業最低賃金（平成 20 年秋田労働局最低賃金公示第 4 号）

秋田県電子部品・デバイス・電子回路、電池、電子応用装置、その他の電気機械器具、映像・音響機械器具、電子計算機・同附属装置製造業最低賃金（平成 20 年秋田労働局最低賃金公示第 3 号）

秋田県自動車・同附属品製造業最低賃金（平成 20 年秋田労働局最低賃金公示第 5 号）

秋田県自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業最低賃金（平成 20 年秋田労働局最低賃金公示第 2 号）